

**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」と  
「埼玉県福祉のまちづくり条例」について**

**1 目的**

バリアフリー法(H18.12施行)	福祉のまちづくり条例(H7.3施行)
高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。 [ ハートビル法と交通バリアフリー法の統合法であり、対象者や対象施設等を拡充したものとなっている。 ]	高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備を促進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与する。

**2 対象者**

バリアフリー法	福祉のまちづくり条例
高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者	高齢者、障害者、妊産婦、子ども等で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者

**3 対象施設**

<b>バリアフリー法(対象施設の拡充)</b> ◇建築物 ◇旅客施設 ◇都市公園 ◇道路 ◇路外駐車場	
<b>バリアフリー法付加条例(埼玉県建築物バリアフリー条例)</b> ◇特定建築物の用途の追加、対象規模の引き下げ	
<b>埼玉県福祉のまちづくり条例</b> ○建築物 ○小規模建築物 ○公共交通機関の施設 ○公園 ○道路 ○路外駐車場	

**<参考> 建築物バリアフリー条例で独自に定めた整備基準(例)**

- ・階段手すりの両側設置
- ・コンビニエンスストアの基準面積の引き下げ(200㎡→150㎡)
- ・床面積の合計が5千㎡以上の建築物における育児用施設の設置義務化

※ 建築物バリアフリー条例(H21.4施行)